



南関町の〈乗合タクシー〉を利用しよう!

南関町内では、2つのバス事業者が近隣の市町との路線バスを運行しています。乗合タクシー「南関ふれあい号」を運行しています。その他、民間のタクシーなど、

また、路線バスが走っていない交通空白地帯を解消するため、公共交通は住民の皆さんの暮らしを支えています。

乗合タクシー「南関ふれあい号」

🚗 利用登録すればどなたでも利用できます

乗合タクシー「南関ふれあい号」は、町内を、目的地や経路に近い人たちが相乗りで利用できる交通手段で、1か月当り約1,000人(延べ人数)の人に、ご利用いただいています。

登録すればどなたでも利用できます。ぜひ登録いただき、ご利用ください。



概要

運行日: 平日・土曜日(日、祝日、年末年始12/29~1/3は運休)

運行区間: 南関町内

運行時間: 1日10便(8時出発便~17時出発便 1時間ごと)

料金: 1回300円、小学生・障がい者手帳をお持ちの人は150円

乗降場所: 自宅前から町内の施設等(公共施設、銀行、郵便局、病院、お店、バス停など)のほか、和木町立病院、庄山バス停、石崎医院

登録

利用登録: 「南関町予約型乗合タクシー登録申込書」を、役場まちづくり課に提出してください。

登録は無料です。予約センター、または、まちづくり課への電話でも受付けます。

減免手続: 障害者手帳をお持ちの人は料金を減免できます。登録時に、障害者手帳をお持ちください。

予約

予約方法: 利用日の2日前から運行の30分前までに、予約センターに電話で予約してください。

※8時出発便は、前日の午後5時(運休日除く)まで



お得その①

- 回数券(3,300円分)を3,000円で販売しています。(販売: 乗合タクシー車内、または役場まちづくり課)

お得その②

- 運転免許証を返納した65歳以上の人は、返納日から6か月間無料で利用できます。
＜必要なもの＞
・警察署発行の運転免許の取り消し通知

乗合タクシー予約センター電話番号 ☎57-7555

問 まちづくり課 企画振興係 ☎57-8501

〈運転免許証を持っていない世帯〉

🚗 近隣市町の医療機関等へは「タクシー料金半額助成」が利用できます

タクシー料金半額助成事業は、運転免許証を持っていない世帯の人の病院への通院等の生活支援を目的として、町内のタクシー事業者を利用する場合にタクシー料金の半額を助成する事業です。

概要

利用できる人: (1)の世帯で(2)または(3)に該当する人

- (1) 運転免許証を持っていない世帯、または運転免許証を持っている人が入院・入所している世帯
- (2) 65歳以上
- (3) 65歳未満で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有している人

運行区間:

- (1) 南関町内はどこでも可
- (2) 荒尾市・玉名市・山鹿市・和木町・大牟田市・みやま市の医療機関または介護福祉施設等

助成内容: 月6回までタクシー料金を半額助成



登録方法

役場まちづくり課で手続きが必要です。下記のものをお持ちください。

- (1) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(お持ちの人)
- (2) 対象者証用の顔写真(本人来庁の場合は役場で撮影します。代理の場合は、顔写真(2.5cm×3.0cm)をお持ちください。

対象者証は2か年度ごとに更新手続きが必要です。次回の更新は令和7年3月です。

問 まちづくり課 まちづくり推進係 ☎57-8501